

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

福島県知事 殿



提出者

住所 福島市鎌田字一本松43番地

氏名 流域下水道管理者

福島県知事 内堀 雅雄

電話番号 024-554-2011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	県北浄化センター
事業場の所在地	伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1
計画期間	令和6年4月～令和7年3月(1年間)

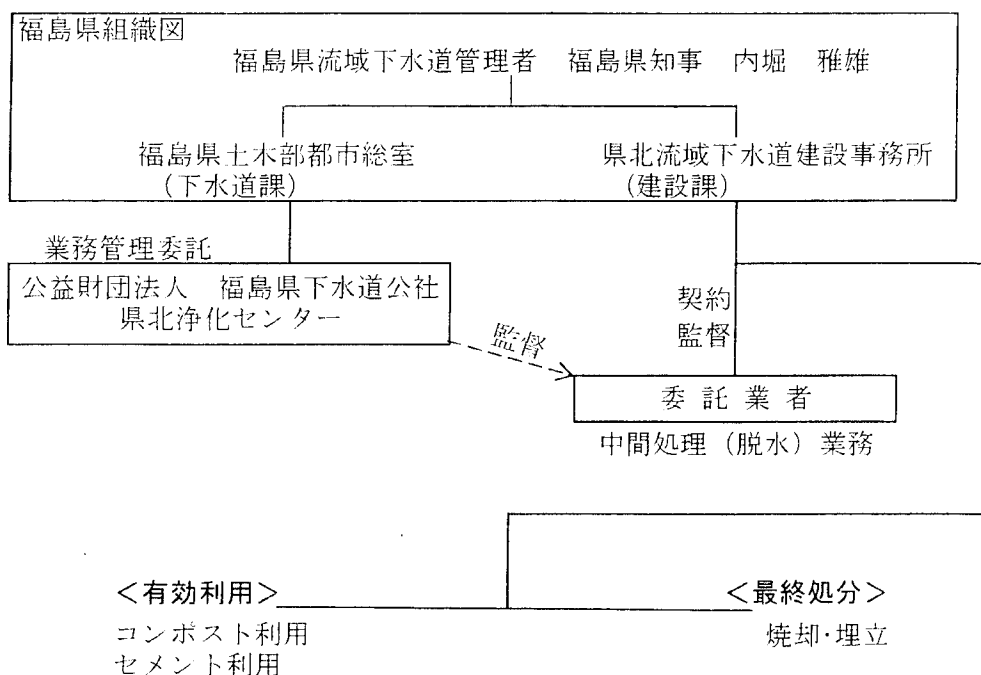
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	363 下水道業
②事業の規模	下水処理量 24,513,906 m <sup>3</sup> /年
③従業員数	51人(令和6年度)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 組織図



(2) 組織分担

役割	職務内容
所長	県北流域下水道建設事務所 総括責任者
処理場担当	県北流域下水道建設事務所 建設課 県北浄化センターの施設整備
管理業務	福島県下水道公社 県北浄化センター所長 下水処理場の管理運営全般

【教育・研修制度】

- (1) 時期      1回/月
- (2) 対象従業員      保守点検委託業者
- (3) 教育・研修内容      安全衛生及び含水率の低減等

【情報公開】

文書による回答請求があれば、福島県情報公開条例に基づき公開する。

【その他】

施設の維持管理状況について、毎年、(公財)福島県下水道公社が維持管理年報を発行

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	排出量	171,530.7 t	t
	(これまでに実施した取組) 下水道普及啓蒙活動の実施		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	排出量	180,000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	脱水汚泥：コンポスト化、セメント化、焼却後管理型埋立処分		
③ 計画	脱水汚泥：コンポスト化、セメント化、焼却後管理型埋立処分		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	152,054.22 t	t
	(これまでに実施した取組) 脱水と脱水後の汚泥含水率の低減による発生量の抑制 下水道普及啓蒙活動の実施		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	160,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 脱水と脱水後の汚泥含水率の低減による発生量の抑制 下水道普及啓蒙活動の実施		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（脱水汚泥）	
	全処理委託量	19,476.48 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	4,108.06 t	t
	再生利用業者への処理委託量	15,252.10 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) コンポスト化、セメント化による再利用の促進 保管汚泥は、仮設乾燥施設で減容化後、焼却施設に搬出し焼却処分		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	全処理委託量	20,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	4,300 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	14,700 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) コンポスト化とセメント化による再利用の促進		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。